

事務連絡  
平成22年3月30日

各都道府県障害福祉関係主管課担当者 御中

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部障害福祉課

「福祉・介護人材の処遇改善事業事務処理要領等について」の一部改正等について

日頃より、障害福祉制度の円滑な実施にご協力いただきありがとうございます。

さて、福祉・介護人材の処遇改善事業につきましては、「福祉・介護人材の処遇改善事業事務処理要領等について」（平成21年8月11日付事務連絡）により事務処理要領等をお示ししたところです。

今般、平成22年10月より新たにキャリアパスに関する要件及び平成21年報酬改定を踏まえた定量的要件（以下「キャリアパス要件等」という。）を追加することとしました。このため事務処理要領を一部改正（平成22年4月1日から適用）するとともに、キャリアパス要件等に関する取扱い等について整理を行いQ&A（追加分v o l. 2）を作成しましたので、次のとおりお知らせいたします。

- 「福祉・介護人材の処遇改善事業事務処理要領」の一部改正新旧対象表
- 改正後全文（参考）
- Q&A（追加分 v o l. 2）

各都道府県におかれましては、管内の事業者に対してキャリアパス要件等の内容及び平成22年9月末日までに届出を行う必要があることについて、周知を行っていただきますようお願いいたします。

あわせて、管内市町村に対しても、情報提供方よろしくお願ひいたします。

【照会先】

社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課福祉サービス係 加藤  
(電話) 03-5253-1111  
(内線) 3091  
(直通電話) 03-3595-2528

「福祉・介護人材の処遇改善事業事務処理要領」の一部改正新旧対照表

改正前（旧）	改正後（新）
福祉・介護人材の処遇改善事業事務処理要領	福祉・介護人材の処遇改善事業事務処理要領
1～3 略	1～3 略
4 助成金の交付要件 助成金を受けようとする事業者は、以下の交付要件を満たさなければならぬ。 一 略 二 <u>5に定める計算式により算出された助成金見込額を上回る賃金改善（平成20年10月から翌年3月までの期間における福祉・介護職員の賃金（退職金を除く。以下同じ。）に対する改善をいう。以下同じ。）が見込まれた計画を策定していること。</u> 三～五 略	4 助成金の交付要件 助成金を受けようとする事業者は、以下の交付要件を満たさなければならぬ。 一 略 二 <u>6に定める計算式により算出された助成金見込額を上回る賃金改善（平成20年10月から翌年3月までの期間における福祉・介護職員の賃金（退職金を除く。以下同じ。）に対する改善をいう。以下同じ。）が見込まれた計画を策定していること。</u> 三～五 略
※ 平成22年度以降の助成にあたっては、必須要件に加えて、平成21年度の障害福祉サービス費用の額の改定（以下「報酬改定」という。）を踏まえた処遇改善事項について定量的な要件を課す（例：勤務シフトの改善や教育・研修の充実を一定額分以上行うこと等）ほか、キャリア・パスに関する要件を追加することとしており、これを満たさない場合は、助成金の額を減額することを予定している。	※ 平成22年度以降に限る。障害福祉サービス費用の額の改定（以下「報酬改定」という。）を踏まえた処遇改善事項について定量的な要件を課す（例：勤務シフトの改善や教育・研修の充実を一定額分以上行うこと等）ほか、キャリア・パスに関する要件を追加することとしており、これを満たさない場合は、助成金の額を減額することを予定している。
5 キャリアパスに関する要件等 <u>(削除)</u>	5 キャリアパスに関する要件等 平成22年10月以降に限る。障害福祉サービス費用の額の改定（以下「報酬改定」という。）を踏まえた処遇改善事項について定量的な要件を課す（例：勤務シフトの改善や教育・研修の充実を一定額分以上行うこと等）ほか、キャリア・パスに関する要件を追加することとしており、これを満たさない場合は、助成金の額を減額することを予定している。
	6 都道府県は、助成金を受けようとする事業者が、前年度に對象事業者の承認を受けており、かつ別紙様式6のキャリアバス要件等届出書を都道府県あて提出していることをもつて要件に適合したものとする。

改正前（旧）	改正後（新）
	<p>届出書の提出をしている場合において、当該届出書の内容に変更がないときは、その提出を省略させることができます。</p> <p>一 キャリアパスに関する要件</p> <p>ア 次の①から③までに掲げる要件に該当していること。</p> <p>① 福祉・介護職員の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定めている。</p> <p>② ①に掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賞金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定めている。</p> <p>③ ①及び②の内容について、就業規則等の明確な根拠規定を画面で整備し、すべての福祉・介護職員に周知している。</p> <p>イ アによりがたい場合はその旨をすべての福祉・介護職員に周知した上で、次に掲げる要件に該当していること。</p> <p>福祉・介護職員の職務内容等を踏まえ、福祉・介護職員と意見を交換しながら、資質向上のための目標及び次の①又は②に掲げる具体的な取り組みを定め、すべての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>① 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施（OJT、OFF-JT等）するとともに、福祉・介護職員の能力評価を行うこと。</p> <p>② 資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフト調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）の実施</p> <p>二 平成21年4月の報酬改定を踏まえた処遇改善に関する定量的要性</p> <p>次に掲げる事項をすべての福祉・介護職員に周知していること。 平成20年10月から届け出を要する日の前月までに実施した、平成21年4月障害福祉サービス費用の額の改定（以下「平成21年4月報酬改定」という。）を踏まえた処遇改善（賞金改善を除く。）の内容及び当該改定に要した費用の概算額</p>

## 5 助成金見込額の計算 略

改正前（旧）	改正後（新）
6 助成金の額 年度内に支払われる助成金の額は一の額とする。 ただし、事業年度終了後、あらかじめ定められた賃金改善実施期間（9の一の工の「賃金改善実施期間」をいう。以下同じ。）における二の額が助成金の受給総額を下回る場合には、その差額に返還を要するものとする。 一事業者からの報酬等の請求に応じて国保連又は地方公共団体（以下「国保連等」という。）から支払われる総額に、別紙1のサービス区分ごとに定めるキャリアパス要件等の適合状況ごとに定める交付率を乗じて得た額（1円未満の端数切り捨て） ニ 略	7 助成金の額 年度内に支払われる助成金の額は一の額とする。 ただし、事業年度終了後、あらかじめ定められた賃金改善実施期間（10の一の工の「賃金改善実施期間」をいう。以下同じ。）における二の額が助成金の受給総額を下回る場合には、その差額について返還を要するものとする。 一事業者からの報酬等の請求に応じて国保連又は地方公共団体（以下「国保連等」という。）から支払われる総額に、別紙1のサービス区分及びに定めるキャリアパス要件等の適合状況ごとに定める交付率を乗じて得た額（1円未満の端数切り捨て） ニ 略
7 対象事業者の責務 対象事業者は、次の事項を遵守する義務を有する。 一～二 略 三 各事業年度における最終の助成金支払いがあつた月の翌々月の末日までに実績報告書を提出し、あらかじめ定められた賃金改善実施期間における6の二の額が助成金の受給総額を下回る場合には、都道府県に対してその差額を返還しなければならない。 四～五 略	8 対象事業者の責務 対象事業者は、次の事項を遵守する義務を有する。 一～二 略 三 各事業年度における最終の助成金支払いがあつた月の翌々月の末日までに実績報告書を提出し、あらかじめ定められた賃金改善実施期間における7の二の額が助成金の受給総額を下回る場合には、都道府県に対してその差額を返還しなければならない。 四～五 略
8 助成金の支給停止等 略	9 助成金の支給停止等 略
9 福祉・介護職員処遇改善計画書の作成 助成金を受けようとする事業者は、次の各号の記載事項等を含んだ別紙様式2の福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、その他必要な書類（労働基準法第89条に規定される就業規則（賃金・退職手当・臨時の賃金等に関する規程を就業規則とは別に個別作成している場合は、それらの規程も含む。以下同じ。）、労働保険に加入していることが確認できる書類（労働保険保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書等）（以下「計画書添付書類」という。）を添付する。	10 福祉・介護職員処遇改善計画書の作成 助成金を受けようとする事業者は、次の各号の記載事項等を含んだ別紙様式2の福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、その他必要な書類（労働基準法第89条に規定される就業規則（賃金・退職手当・臨時の賃金等に関する規程を就業規則とは別に個別作成している場合は、それらの規程も含む。以下同じ。）、労働保険に加入していることが確認できる書類（労働保険保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書等）（以下「計画書添付書類」という。）を添付する。 なお、都道府県は、助成金を受けようとする事業者が、前に提出している計画書に事業者の承認を受けている場合において、既に提出している計画書

改正前（旧）	改正後（新）
一 賃金改善の方法 ア 助成金見込額 5により算定された額	添付書類に関する事項に変更がないときは、その提出を省略する二とができる。
二 賃金改善以外の処遇改善事項 平成21年4月の報酬改定を踏まえて実施した（実施予定を含む。）処遇改善（賃金改善を除く。）について記載すること。	イ～オ 略
二 賃金改善以外の処遇改善事項 平成21年4月の報酬改定を踏まえて実施した（実施予定を含む。）処遇改善（賃金改善を除く。）について記載すること。 ただし、5の二に定める平成21年4月の報酬改定を踏まえた処遇改善に関する定量的要件について別紙様式6のキャリアパス要件等届出書を提出する場合にあつては、福祉・介護職員処遇改善計画書への記載を省略することができる。	イ～オ 略
※ 略	※ 略
10 助成金の対象事業者としての承認申請 助成金を受けようとする事業者は、別紙様式3の承認申請書に、福祉・介護職員処遇改善計画書及び計画書添付書類（以下「計画書等」という。）を添えて、事業所等ごとに承認申請を行う。	1.1 助成金の対象事業者としての承認申請 助成金を受けようとする事業者は、別紙様式3の承認申請書に、福祉・介護職員処遇改善計画書及び計画書添付書類（以下「計画書等」という。）を添えて、事業所等ごとに承認申請を行う。この場合において、別紙様式6のキャリアパス要件等届出書を添付することも差し支えない。 ただし、福祉・介護職員処遇改善計画書の内容が複数の事業所等にまたがる場合や事業者単位である場合は、別紙様式4の承認申請書により、一括して取り扱っても差し支えない。 また、申請は事業年度ごとに受け付けるものとし、承認を得られた事業者は、同一事業年度内に再度申請することも可能とする。
11 変更の届出 対象事業者は、承認申請時に提出した申請書及び計画書等に変更（次の各号のいずれかに該当する場合に限る。）があつた場合には、当該各号に定める事項を記載した変更の届出を行う。	1.2 変更の届出 対象事業者は、承認申請時に提出した申請書、計画書等及び別紙様式4の承認申請書により、一括して取り扱っても差し支えない。 また、申請は事業年度ごとに受け付けるものとし、承認を得られた事業者は、同一事業年度内に再度申請することも可能とする。
12 変更の届出 一～三 略	1.2 変更の届出 対象事業者は、承認申請時に提出した申請書、計画書等及び別紙様式4の承認申請書により、一括して取り扱っても差し支えない。 また、申請は事業年度ごとに受け付けるものとし、承認を得られた事業者は、同一事業年度内に再度申請することも可能とする。

改正前（旧）	改正後（新）
	<p>四 キヤリアバス要件等に関する適合状況に変更（交付率が変動する場合又はらの一のアトイの要件間の変更に限る。）があつた場合は、キヤリアバス要件等届出書の内容</p> <p>1.2 助成金の実績報告 対象事業者は、各事業年度における最終の助成金支払いがあつた月の翌々月の末日までに、都道府県に対して、以下の事項を含めた別紙「<u>様式5の福祉・介護職員処遇改善実績報告書</u>」を提出することとする。 その際、本事業の目的は、賃金改善の取り組みを行う計画を提出している事業者への助成金の支給であることから、あらかじめ定められた賃金改善実施期間内であれば、事業年度を越えた賃金改善への助成金の充当であつても問題はない。ただし、その賃金改善額が助成金の受給総額を下回る場合には、<u>7</u>に定めるところにより、事業年度終了後、その余剰金について返還が必要となる。</p> <p>1.3 助成金の実績報告 対象事業者は、各事業年度において最終の助成金支払いがあつた月の翌々月の末日までに、都道府県に対して、以下の事項を含めた別紙「<u>様式5の福祉・介護職員処遇改善実績報告書</u>」を提出することとする。 その際、本事業の目的は、賃金改善の取り組みを行いう計画を提出している事業者への助成金の支給であることから、あらかじめ定められた賃金改善実施期間内であれば、事業年度を越えた賃金改善への助成金の充当であつても問題はない。ただし、その賃金改善額が助成金の受給総額を下回る場合には、<u>7</u>に定めるところにより、事業年度終了後、その余剰金について返還が必要となる。</p> <p>1.4 その他 略</p> <p>（附則） 二の事務処理要領の一部改正は、平成22年4月1日から適用する。</p>
	<p>五 前号の実施に要した費用の総額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含む。） 当該金額の記載に当たっては積算内訳を添付する。当該内訳については、<u>7</u>の第四号の書類を添付することで差し支えないものとし、また、計算に当たっては、対象事業者の賃金改善方法等に応じた適切な方法による。</p> <p>六～十 略</p> <p>1.3 助成金の実績報告 対象事業者は、各事業年度において最終の助成金支払いがあつた月の翌々月の末日までに、都道府県に対して、以下の事項を含めた別紙「<u>様式5の福祉・介護職員処遇改善実績報告書</u>」を提出することとする。 その際、本事業の目的は、賃金改善の取り組みを行いう計画を提出している事業者への助成金の支給であることから、あらかじめ定められた賃金改善実施期間内であれば、事業年度を越えた賃金改善への助成金の充当であつても問題はない。ただし、その賃金改善額が助成金の受給総額を下回る場合には、<u>7</u>に定めるところにより、事業年度終了後、その余剰金について返還が必要となる。</p> <p>1.4 その他 略</p> <p>（附則） 二の事務処理要領の一部改正は、平成22年4月1日から適用する。</p>

改正前(旧)

別紙1 サービス毎に定める交付率

サービス種別		交付率	交付率
居宅介護		15.5%	2
重複訪問介護		8.0%	2
行動支援		10.7%	3
奈良の支援		1.0%	3
生活介護		2.0%	3
児童アサービス		5.2%	1
短期入所		---	2
重度障害者等包括支援 共同生活介護		0.9%	4
施設入所支援 自立訓練(機能訓練)		4.7%	2
自立訓練(運動訓練)		2.5%	1
就労移行支援 就労継続支援A型		3.5%	2
就労継続支援B型		2.5%	2
共同生活援助		2.5%	3
旧身体障害者更生施設		6.0%	3
旧身体障害者寮置施設		2.2%	3
旧身体障害者寮置施設		2.1%	6
旧身体障害者入所受産施設		2.1%	6
旧身体障害者入所更生施設		2.3%	8
旧知的障害者通所更生施設		2.5%	5
旧知的障害者通所受産施設		2.5%	5
旧知的障害者入所受産施設		2.4%	2
旧知的障害者通勤療		2.3%	2

改正後（新）

## 別紙1 サービス毎に定められる交付率

サービス種別		キャリア契約による被扶養者の消費状況	
居宅介護	施設介護	在宅訪問介護	施設入所
医療費	15.5%	2.3% 1.2%	3.0% 1.5%
薬剤費	8.0%	—	—
医療機器	10.7%	—	—
介護費	1.0%	—	—
生活介護	2.0%	—	—
介護士賃料	5.2%	—	—
短期入所	—	—	—
通院講習者等電話支援	0.8%	—	—
共同生活介護	4.7%	—	—
施設入所支援費	3.5%	—	—
自立訓練(健活訓練)	3.5%	—	—
自立訓練(生活訓練)	2.5%	—	—
就労移行支援	2.7%	—	—
就労継続支援事業型	2.5%	—	—
就労継続支援日常生活型	2.8%	—	—
共同生活援助	6.0%	—	—
旧身体障害者専用生活施設	2.2%	—	—
旧身体障害者寮営施設	2.1%	—	—
旧身体障害者入所後接施設	2.1%	—	—
旧身体障害者新規接施設	2.3%	—	—
旧知的障害者新規接施設	2.0%	—	—
旧知的障害者新規接施設	2.5%	—	—
旧知的障害者入所後接施設	2.3%	—	—
旧知的障害者新規接施設	2.3%	—	—
旧知的障害者新規接施設	2.1%	—	—

改正後（新）

## 別紙1 サービス毎に定められる交付率

サービス種別		キャリア契約による被扶養者の消費状況	
居宅介護	施設介護	在宅訪問介護	施設入所
医療費	15.5%	2.3% 1.2%	3.0% 1.5%
薬剤費	8.0%	—	—
医療機器費	10.7%	—	—
介護費	1.0%	—	—
生活介護	2.0%	—	—
介護士賃料	5.2%	—	—
短期入所	—	—	—
通院講習者等電話支援	0.8%	—	—
共同生活介護	4.7%	—	—
施設入所支援費	3.5%	—	—
自立訓練(健活訓練)	3.5%	—	—
自立訓練(生活訓練)	2.5%	—	—
就労移行支援	2.7%	—	—
就労継続支援事業型	2.5%	—	—
就労継続支援日常生活型	2.8%	—	—
共同生活援助	6.0%	—	—
旧身体障害者専用生活施設	2.2%	—	—
旧身体障害者寮営施設	2.1%	—	—
旧身体障害者入所後接施設	2.1%	—	—
旧身体障害者新規接施設	2.3%	—	—
旧知的障害者新規接施設	2.0%	—	—
旧知的障害者新規接施設	2.5%	—	—
旧知的障害者入所後接施設	2.3%	—	—
旧知的障害者新規接施設	2.3%	—	—
旧知的障害者新規接施設	2.1%	—	—

(その他の委付事に付いては、専務理事の会員とおりとする。)



改正前（旧）	改正後（新）
別紙様式2（添付書類1）～別紙様式5（添付書類2） 略	別紙様式2（添付書類1）～別紙様式5（添付書類2） 略

